

議案第 6 号

みそぎ公園の設置及び管理に関する条例制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、みそぎ公園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 9 月 9 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

みそぎ公園の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、みそぎ公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
みそぎ公園	木古内町字本町 708 番地の 1（代表地番）

(管理)

第3条 公園は、木古内町が管理する。

(使用申請)

第4条 公園内施設のうち、舗装された広場及びステージ（以下これらを総称して「多目的広場」という。）を使用する者又は多目的広場において次の各号に掲げる行為をする者は、使用申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 物品の販売
- (2) 興業を行うこと。
- (3) 集会その他これに類する催しを行うこと。

(使用許可)

第5条 町長は、前条の規定による使用申請が公園の利用に支障を及ぼさないと認めるときは、使用許可書を交付し、使用を許可するものとする。ただし、町長が公益上必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第6条 前条の規定により許可を受け多目的広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、1時間につき300円の使用料を納めなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 町若しくは教育委員会が主催又は共催する事業の場合
- (2) その他町長が必要と認めた場合

(使用の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、又は使用の取消しをすることができる。

- (1) 秩序をみだし公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第8条 使用者の故意、過失等によって施設を損傷し、又は滅失したときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

議案第 7 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定に基づき規約の一部を変更するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 9 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。
別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。
- 2 改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

議案第 8 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく町道認定について、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

記

整理 番号	路線名	起点地番	延長	摘要
		終点地番		
1 5 0	大平 3 線	字木古内 72 番地の 1	153.10m	
		字木古内 73 番地の 17		
1 5 1	大平 4 線	字木古内 72 番地の 13	67.40m	
		字木古内 71 番地の 13		
1 5 2	大平 5 線	字木古内 72 番地の 5	70.20m	
		字木古内 72 番地の 1		
1 5 3	孫七 2 線	字大平 60 番地の 4	121.30m	
		字大平 60 番地の 24		
1 5 4	孫七 3 線	字大平 61 番地の 8	87.10m	
		字大平 63 番地の 23		
1 5 5	山崎 8 号線	字木古内 207 番地の 159	100.89m	
		字木古内 207 番地の 246		

平成 25 年 9 月 9 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

議案第9号

町道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づく町道路線の変更について、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

記

整理番号	新旧別	路線名	起点地番	延長	摘要
			終点地番		
1	旧	佐女川1線	字本町505番地の2 字木古内327番地の1	1,202.00m	
	新	〃	字本町477番地の17 字木古内327番地の1	1,394.80m	
37	旧	山崎1条線	字木古内207番地の3 字木古内207番地の173	372.52m	
	新	〃	字木古内207番地の245 字木古内207番地の173	335.72m	
38	旧	山崎2条線	字木古内207番地の66 字木古内207番地の30	380.57m	
	新	〃	字木古内207番地の64 字木古内207番地の30	354.07m	
42	旧	山崎1号線	字木古内207番地の159 字木古内182番地の2	571.70m	
	新	〃	字木古内207番地の8 字木古内182番地の2	582.20m	
61	旧	中学校線	字木古内56番地の18 字本町175番地の2	858.68m	
	新	〃	字木古内56番地の1 字本町173番地の1	801.80m	
122	旧	薬師1線	字本町460番地の1 字本町443番地	231.60m	
	新	〃	字本町460番地の2 字本町443番地	217.20m	

1 4 5	旧	薬師 4 線	字本町 462 番地の 1	92.41m	
			字本町 462 番地の 12		
	新	"	字本町 462 番地の 15	74.81m	
			字本町 462 番地の 12		

平成 25 年 9 月 9 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒